知的財産管理	（略）	東京都千代田区紀尾井町三番二十九号	（略）	（略）	（略）
ホテル・マネジメント	（略）	東京都文京区西片一丁目十七番十一号	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第四号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十二条の七第二号、第三十二条の八第二号並びに第三十四条第二項、第四項、第五項、第七項、第八項及び第十項の規定に基づき、大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則を次のように定める。

令和四年二月十日　国家公安委員会委員長　二之湯　智

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則

（指定の基準等）

第一条　道路交通法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第三十二条の七第二号、第三十二条の八第二号又は第三十四条第二項、第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十項の規定による指定は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条において「法」という。）第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所（以下この条、次条及び第四条において「届出自動車教習所」という。）が行う教習の課程について、当該届出自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。

2　令第三十二条の七第二号の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

一　令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。

二　届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。

イ　普通自動車対応免許（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許をいう。第四項第二号イ（第五項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。

ロ　普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。

ハ　運転適性指導員（法第百八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導員をいう。次条第二項第三号において同じ。）であること。

三　次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ　敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この条において「府令」という。）別表第三に定める基準に適合するコース

ロ　当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第六項及び第八項において準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四　次に定めるところにより行われるものであること。

イ　運転者としての資質の向上に関すること及び大型自動車の運転について必要な適性について行うこと。

ロ　あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、普通自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

ハ　届出自動車教習所のコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査、筆記又は口頭による検査その他の大型自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。

ニ　教習時間は、一教習時限につき五十分とし、七時限以上行うこと。

ホ　教習を受ける者一人に対する一日の教習時間（普通自動車による教習の教習時間に限る。）は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。）。

ヘ　同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。

3　令第三十二条の八第二号の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ及びハ中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。

知的財産管理	（略）	東京都千代田区一番町二十三番地三	（略）	（略）	（略）
ホテル・マネジメント	（略）	東京都千代田区平河町二丁目五番五号	（略）	（略）	（略）